

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 照明器具等判断基準ワーキンググループ（第2回）-議事要旨

日時：平成28年12月13日（火曜日）16時00分～17時45分

場所：経済産業省別館3階301共用会議室

出席者

委員

洩田座長、飯野委員、石毛委員、中村美紀子委員、中村芳樹委員、本多委員

オブザーバー

内橋オブザーバー

事務局

経済産業省 吉田省エネルギー課長、内藤省エネルギー課課長補佐、中村省エネルギー課係員、瀬川情報通信機器課課長補佐

議題

1. 電球類及び照明器具の目標年度について（案）
2. 電球類及び照明器具の区分について（案）
3. 電球類及び照明器具の目標基準値について（案）
4. 電球類及び照明器具の表示事項等について（案）
5. 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会照明器具等判断基準ワーキンググループ 取りまとめ（案）
6. その他

議事概要

議題1. ～6. について事務局等から説明を行った。なお、主な質問・意見は以下のとおり。

電球類及び照明器具の区分について（案）

- ・調色機能を有する電球類及び照明器具の区分の考え方について、主に使用される光源色を基準に区分を整理されているが、製造事業者等の判断でエネルギー消費効率が有利な区分とされないか、質問があった。また、今後、調色機能を有する電球類及び照明器具の測定方法等について、JISで規定する必要があるとの意見があった。
- ・調色機能を有する電球類及び照明器具の表示の現状について、質問があった。

電球類及び照明器具の目標基準値について（案）

- ・今回の電球類及び照明器具における目標基準値を設定する際の考え方について、質問があった。

電球類及び照明器具の表示事項等について（案）

- ・調色機能を有する照明器具では、消費電力は変わらずに全光束が変わる場合があるので、それを考慮するよう意見があった。
- ・使用できる光源色が特定されていない電球類及び照明器具についても、使用できる光源色の表示を省エネ法上行う必要があるのではないか、質問があった。

取りまとめ（案）

- 省エネルギーに向けた提言において、「今後、照明器具については、器具効率や演色性等を考慮した新たな基準値等の策定について検討を行う」と、政府の取組と製造事業者等の取組に記載があるが、取り組む内容の違いについて、質問があった。
- 省エネルギーに向けた提言における製造事業者等の取組に記載のある、表示と実際のエネルギー消費効率等との乖離等の確認方法について、JNLA制度の活用も検討してほしいとの意見があった。
- 新しい表示の切り替えに使用者が混乱しないよう周知を行うことについて、消費者に分かりやすく、省エネのメッセージを含めるような形で情報提供を検討してほしいとの意見があった。また、誤使用を防ぐ観点からの情報提供も検討してほしいとの意見があった。
- 海外からの省エネ効率の悪い製品の普及を防ぐ観点から、JETROの輸入手続きに関するホームページを活用する等による周知を検討してほしいとの意見があった。

関連リンク

[照明器具等判断基準ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
電話：03-3501-9726
FAX：03-3501-8396

最終更新日：2016年12月16日